

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

○埼玉県公安委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

(組織犯罪対策課)

二

○公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

(任用審査課)

二

○税務総合オンラインシステムに係る随意契約に関する公示

(税務課)

二

○埼玉県への総務事務労働者派遣業務に関する入札公告

(総務事務センター)

二

○特定非営利活動法人の設立に係る公告

(NPO活動推進課)

四

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告

()

四

○ ()

五

○平成二十年度埼玉県・朝霞市総合防災訓練会場(第二十九回八都県市合同防災訓練埼玉県会場)設営及び運営業務委託に関する入札公告

(消防防災課)

六

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

(社会福祉課)

七

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

(社会福祉課)

七

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

(社会福祉課)

七

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

()

九

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

()

一〇

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

(河川砂防課)

一九

○毛呂山・越生都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

(都市計画課)

一九

○警察ネットワーク用グループウェアサーバの貸借に係る一般競争入札の公告

(会計課)

一九

○振り込め詐欺データ管理サーバの貸借に係る一般競争入札の公告

()

二二

○軽油引取税に係る特約業者の指定取消告示

(税務課)

二三

○開発行為に関する工事の完了公告

(東松山県土)

二三

○県道秩父児玉線の区域の変更

(秩父県土)

二三

○県道春日部久喜線の区域の変更

(杉戸県土)

二四

○県道春日部久喜線の供用の開始

()

二四

○県道蓮田杉戸線の区域の変更

()

二五

○開発行為に関する工事の完了公告

(杉戸県土)

二五

○長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示

(保健体育課)

二六

○公職選挙法の規定による不在者
投票を行うことができる施設の
指定 (選管委) 二七
○選挙管理委員会の招集 (") 二七
○政治資金規正法に基づく政治団
体の設立 (") 二八
○政治資金規正法に基づく政治団
体の届出事項の異動 (") 二八
○政治資金規正法に基づく政治団
体の解散届出及び収支報告書の

要旨 (選管委) 三〇
○政治資金規正法に基づく資金管
理団体の指定 (") 三三
○政治資金規正法に基づく資金管
理団体の届出事項の異動 (") 三三
○政治資金規正法に基づく資金管
理団体の指定の取消し (") 三四
正誤
○埼玉県条例第六十五号中訂正
(生活衛生課) 三四

規則

埼玉県公安委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成20年7月29日

埼玉県公安委員会委員長 由木 義文

埼玉県公安委員会規則第9号

埼玉県公安委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する
規則

埼玉県公安委員会の権限に属する事務の委任に関する規則(平成4年埼玉県公安
委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「同法」を「暴力団対策法」に、「及び第30条」を「、第30条及
び第30条の3」に改める。

附則

この規則は、平成20年8月1日から施行する。

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布す

る。

平成二十年七月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 香川 實

埼玉県人事委員会規則第一七一―一三〇

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
公益法人等への職員の派遣等に関する規則(埼玉県人事委員会規則一七一―四)の
一部を次のように改正する。

別表第二中「全国知事会」を「全国知事会
地方公営企業等金融機構」
に改める。

附則

この規則は、平成二十年八月一日から施行する。

告示

埼玉県告示第十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の
適用を受ける調達について、随意契約
の相手方を決定したのべ、次のとおり公
示する。

平成二十年七月二十九日

埼玉県知事 上田 豊 司

1 購入等件名及び数量

税務総合オンラインシステム地方
人特別税対応機能追加業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の
名称及び所在地
埼玉県総務部税務課税務総合オン
ライン担当 埼玉県さいたま市浦和区高

砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日
平成20年6月26日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 東京都千代田
区丸の内1丁目6番6号

5 契約金額
59,850,000円

6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務
の調達手続の特例を定める政令第10条
第1項第2号に該当

埼玉県告示第十九号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年七月二十九日

箕田 誠 長 崎 田 繁 臣

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量
埼玉県への総務事務労働者派遣業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書、契約書(案)及び仕様書による。
- (3) 履行期間
平成20年10月1日(水)から平成21年9月30日(水)まで。ただし、平成21年度において埼玉県の歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。
- (4) 履行場所
埼玉県総務部総務事務センター所長が指定する場所
- (5) 入札方法
入札金額は、時間当たりの単価に1年間の予定派遣時間数を乗じた額とすること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づき指名停止期間中でない者であること。
- (3) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づき指名除外措置を受けていない者であること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われて

いない者であること。

- (5) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)に基づき一般労働者派遣事業の許可を受けている者又は特定労働者派遣事業の届出書を受理されている者であること。
- (6) ISMS認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。
- (7) 平成18年4月1日以降に、国、都道府県又は指定都市から本件業務と同様の業務を請け負い、すべて誠実に履行した実績のある者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部総務事務センター認定第一担当 猪野 克子、小笠原 富江 電話048-830-2397(直通)

- (2) 入札説明書、契約書(案)及び仕様書の交付方法
この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する。

- (3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所
埼玉県庁別館地下1階 広聴広報課分室

イ 日時

平成20年8月7日(木) 午前10時

- (4) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

埼玉県庁別館地下1階 広聴広報課分室

イ 日時

平成20年9月1日(月) 午前10時

- (5) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法

ア あて先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部

総務事務センター認定第一担当

イ 受領期限

平成20年8月29日(金) 午後5時(必着)

ウ 提出方法

書留郵便によること。

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、入札金額の100分の105に相当する額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）に、入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、入札金額の100分の105に相当する額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）に、契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成20年8月15日（金）午後5時までに上記3(1)の場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上、当該入札

を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。

(7) 手続における交渉の有無
無

(8) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県告示第十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律

第七号）第十条第一項の規定により特定

非営利活動法人を設立しようとする者か

ら、次のとおり申請書が提出されたの

で、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及

び翌事業年度の事業計画書及び収支予算

書を申請のあった日から二週間、県民生

活部NPO活動推進課において備え置く

方法並びにインターネットを利用する方

法（埼玉県NPO情報ステーション

<http://www.saitamaken-npo.net/>）に

より縦覧に供する。

平成二十年七月二十九日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十年七月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人子育て応援隊む

ぎぐみ

三 代表者の氏名

高濱 正伸

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市南区南本町一丁目

一〇番一号 花まる学習会内

五 定款に記載された目的

この法人は、発達障害およびその周辺児童、またその保護者、子育て中の保護者に対し、発達障害およびその周辺児童に対する学習支援活動と、そのための教材作成事業を行い、更に子育て中の保護者には情報交換の場を提供する活動を行い、もって発達障害およびその周辺児童と保護者には学習成果を共感させ、子育て中の保護者には世の中との連帯感を共有することで共に子供たちの健全なる育成に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律

第七号）第二十五条第四項の規定により

定款の変更の認証を受けようとする特定

非営利活動法人から、次のとおり申請書

が提出されたので、同条第五項において

準用する同法第十条第二項の規定により

公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並

びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitanaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年七月二十九日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十年七月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ライフアシスト

F a m i l i s h

三 代表者の氏名

宮澤 厚志

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目三番二号M i o 新都心九一七号室

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者が自立した生活を営んでいくために必要な事業を行うことにより、福祉の増進を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定

非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitanaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年七月二十九日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十年七月三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人食生活カウンセラーの会

三 代表者の氏名

町田 百恵

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市南区鹿手袋五丁目一番一八号ワコーレ武蔵浦和一〇四

五 定款に記載された目的

この法人は、地域の人々に対し、生活習慣病の予防と健康を維持するための啓発と支援を行い、少子・高齢社会の中で日々の暮らしをより豊かにするために、男女が家事・育児・介護などに対等に参加する男女共同参画社会の形成を促進し、国際化の進む地域社会にあつて外国人と食文化等の交流・親

善を通じて、互いに住みやすく明るいまちづくりを実現することにより、健康で豊かな市民社会の形成に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitanaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年七月二十九日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十年七月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人埼玉県介護支援専門員協会

三 代表者の氏名

千葉 道子

四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市浦和区仲町二丁目一三番八号

五 定款に記載された目的
(変更前) 本会は、介護支援専門員がその職務を遂行していくため、職域、所属の枠を超え、職業倫理及び専門性の確立と介護支援サービスに関する知識・技能の普及に努め、介護支援専門員の資質及び社会的地位の向上に資するとともに、関係機関・団体との連携のもと、介護保険制度の円滑な運営と充実を図り、もって要介護者等の生活全般及び保健・医療・福祉の向上並びに公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(変更後) 本会は、介護支援専門員が、その職務を職域・所属の枠を超え、職業倫理及び専門性の確立と介護支援サービスに関する知識・技能の普及に努め、介護支援専門員の資質及び社会的地位の向上に資するとともに、関係機関・団体との連携のもと、介護保険制度の円滑な運営と充実および啓発を図り、もって一般市民や要介護者及びその家族等の生活全般及び保健・医療・福祉の向上並びに公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律

第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年七月二十九日

埼玉県告示第十六号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年七月二十九日

埼玉県知事 上田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

平成20年度埼玉県・朝霞市総合防災訓練会場(第29回八都県市合同防災訓練 埼玉県会場) 設営及び運営業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成20年9月3日(水)まで

(4) 履行場所

埼玉県危機管理防災部消防防災課が指定する場所

埼玉県知事 上田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十年七月三日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人あるさ

三 代表者の氏名

河西 伸子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷二丁目九番二号

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者等サービスを必要とする人たちが、地域において心身ともに安心して豊かな自立した生活が出来るよう、社会参加と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(5) 国又は国内の地方公共団体が実施した総合防災訓練に係る類似の業務を受託し、完了した実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県危機管理防災部消防防災課応急対策・訓練担当 電話048-830-3171(直通)

(2) 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成20年7月31日(木)まで上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所

埼玉県朝霞市浜崎666番1号 朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部朝霞消防署浜崎分署

イ 日時

平成20年7月31日(木) 午後2時

(4) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

埼玉県庁第2庁舎3階 災害情報連絡室

イ 日時

平成20年8月8日(金) 午後2時

(5) 郵送による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法

ア あて先

埼玉県危機管理防災部消防防災課応急対策・訓練担当

イ 受領期限

平成20年8月7日(木)

ウ 提出方法

書留郵便によること。

(6) 入札の方法について

入札に参加する者が一人であっても、入札を執行する。

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に、入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する

場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を所定の日時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、入札書を指定の日時及び場所に提出しなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(8) その他詳細は、入札説明書による。

埼玉県告示第十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条(同法第五十一 指定医療機関

五条において準用する場合を含む。)の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施術を担当する施術者として、次の者を指定した。

平成二十年七月二十九日

埼玉原知事 上田清司

| 名 | 称 | 開設者 | 名 | 所 | 在 | 地 | 指 | 定 | 年 | 月 | 日 |
|-----------|----------------|-------------|-----|-----------------------|----------|---|-------|----|------|---|---|
| 熊谷 | ペインクリニック | 堀 | 口 | 熊谷市太井一六四〇一 | | | 平成二十年 | 六月 | 一日 | | |
| か | い | 渡 | 邊 | 川口市前川一五五メディパーク川口前川二一C | | | 平成二十年 | 七月 | 一日 | | |
| 医療法人新正会 | 間柴医院 | 医療法人新正会 | 文 | 飯能市緑町三三四 | | | 平成二十年 | 六月 | 一日 | | |
| 医療法人社団斐翔会 | ふたむら内科クリニック | 医療法人社団斐翔会 | 新正会 | 鴻巣市天神四六一三五 | | | 平成二十年 | 五月 | 一日 | | |
| 医療法人清水 | こども医院 | 医療法人清水こども医院 | 斐翔会 | 鴻巣市滝馬室九四三一二 | | | 平成二十年 | 五月 | 一日 | | |
| 川 | 原 | 川 | 原 | 越谷市袋山一四〇三一 | | | 平成二十年 | 七月 | 一日 | | |
| 平 | 山 | 平 | 山 | 新座市池田二五三一一F | | | 平成二十年 | 七月 | 一日 | | |
| や | ま | 山 | 田 | 坂戸市清水町四六四六 | | | 平成二十年 | 六月 | 十日 | | |
| 医療法人輝栄会 | クリスタルデンタルクリニック | 医療法人輝栄会 | 保 | 川口市栄町三五一 | そごう川口店八階 | | 平成二十年 | 五月 | 一日 | | |
| 吉 | 田 | 吉 | 田 | 春日部市粕壁二一八一一二 | | | 平成二十年 | 四月 | 一日 | | |
| ワ | ー | 嶋 | 田 | 上尾市向山二一三三四 | | | 平成二十年 | 六月 | 六日 | | |
| コ | ー | 蝦 | 名 | 草加市中央二一五三四一一F | | | 平成二十年 | 六月 | 十一日 | | |
| フ | ア | 高 | 橋 | ふじみ野市市沢二一八一七一一〇一 | | | 平成二十年 | 四月 | 一日 | | |
| 小 | 川 | 小 | 川 | 比企郡滑川町月輪三〇二一一 | | | 平成二十年 | 六月 | 二十四日 | | |
| た | む | 田 | 村 | 北葛飾郡杉戸町高野台西五一〇一一 | | | 平成二十年 | 六月 | 一日 | | |
| 株 | 式 | 株 | 式 | 川口市元郷五一一一一三 | | | 平成二十年 | 六月 | 十三日 | | |
| カ | ト | 株 | 式 | 川口市本町四一八一一九 | | | 平成二十年 | 六月 | 一日 | | |
| の | ぞ | 株 | 式 | 本庄市児玉町長沖二六五一一三 | | | 平成二十年 | 七月 | 一日 | | |
| ハ | ー | 株 | 式 | 本庄市寿二一六一一二八 | | | 平成二十年 | 六月 | 一日 | | |
| オ | リ | 阮 | 俊 | 春日部市下大増新田二六四一一 | | | 平成二十年 | 六月 | 三十日 | | |
| ハ | ー | 株 | 式 | 所沢市東狭山ヶ丘五二七三九一六 | | | 平成二十年 | 六月 | 一日 | | |
| 株 | 式 | 株 | 式 | 草加市青柳五一三一一八 | | | 平成二十年 | 五月 | 一日 | | |
| ウ | エ | ウ | エ | 越谷市宮本町一一一七八 | | | 平成二十年 | 六月 | 十三日 | | |
| 大 | 間 | 有 | 限 | 越谷市大間野町四一六六 | | | 平成二十年 | 六月 | 一日 | | |
| ハ | ー | 株 | 式 | 戸田市氷川町二一六一一二 | | | 平成二十年 | 六月 | 一日 | | |
| 花 | み | 有 | 限 | 新座市池田二一五一一五 | | | 平成二十年 | 七月 | 一日 | | |
| わ | か | 株 | 式 | 北本市本宿七七八一一〇 | | | 平成二十年 | 六月 | 一日 | | |
| ウ | エ | ウ | エ | 富士見市鶴瀬東二一七一一三 | | | 平成二十年 | 六月 | 十二日 | | |

二 指定施術者

| | | | |
|------------|------------|------------------|-------------|
| 創健薬局東みずほ台店 | 有限会社たけなが薬局 | 富士見市東みずほ台三二二四一三二 | 平成二十年五月二十八日 |
| 海の子薬局坂戸店 | 有限会社海の子 | 坂戸市南町九一五ゼネラルビル一階 | 平成二十年六月二十日 |
| 関問調剤薬局 | 有限会社アポテケル | 坂戸市関問一〇一〇 | 平成二十年五月二日 |

| 氏名 | 住 所 | 施 術 所 | | | 指 定 年 月 日 |
|-------|-----|--------------|------------------------------|-------------|-----------|
| | | 名 称 | 所 在 地 | 所 地 | |
| 堀内 幹雄 | | 堀内 整骨院 | 熊谷市上之一三二五一一 | 平成二十年六月十九日 | |
| 手塚 絃央 | | しらわ整骨院 | 東京都世田谷区松原二二二六一一五 | 平成二十年七月一日 | |
| 大庭 剛 | | おおば整骨院 | 所沢市小手指町二一一八一一六 | 平成二十年七月一日 | |
| 佐藤 利章 | | さとう整骨院 | 加須市川口三二四一一 | 平成二十年六月九日 | |
| 石田 昌則 | | あいこう整骨院 | 入間市東藤沢四一一四一九九 | 平成二十年六月九日 | |
| 柿沼 一夫 | | 西保木間接骨院 | 東京都足立区西保木間四一五一一四一一〇 | 平成二十年五月三日 | |
| 野村 政春 | | 西保木間接骨院 | 東京都足立区西保木間四一五一一四一一〇 | 平成二十年四月十日 | |
| 湯本 剛 | | 氷川町 整骨院 | 草加市氷川町二一三四一一〇 | 平成二十年二月二十九日 | |
| 片岡 哲哉 | | あさひ整骨院 | 千葉県四街道市大日四三二一一三 | 平成二十年六月二日 | |
| 山岸 卓也 | | 第2いずみ接骨院 | 比企郡小川町腰越一七四一一 | 平成二十年六月二十五日 | |
| 浅野 千鶴 | | 樊森薬亭と訪ハレマシ | 東京都新宿区新宿一一五一一四YKBマイクガーデン二〇一一 | 平成二十年六月十七日 | |
| 山田 良枝 | | 渡邊鍼灸整骨院 | さいたま市桜区大久保領家七七一五 | 平成二十年六月三十日 | |
| 金子 豪 | | 訪問マッサージひまわり | 所沢市緑町四一四一八 | 平成二十年六月三十日 | |
| 内田 岳史 | | グリーンはりきゆう整骨院 | 草加市谷塚町五六五一一〇一一二 | 平成二十年七月一日 | |

埼玉県告示第千十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十年七月二十九日

一 指定医療機関

| 名 称 | 変 更 事 項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|-----------------|---------|-----------------|-----------------|
| 朝霞駅東口たんば内科クリニック | 医療機関名 | 朝霞駅北口たんば内科クリニック | 朝霞駅東口たんば内科クリニック |
| | 所在地 | 朝霞市仲町二一一一三 | 朝霞市仲町二一一一三 |
| | | アウステル一F B | アウステル一F |

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第千十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があった。

平成二十年七月二十九日

埼玉県知事 上田清司

| 名称 | 所在地 | 休止年月日 |
|-------|------------|-----------|
| はいだ医院 | 川口市朝日六―八―二 | 平成二十年六月一日 |

埼玉県告示第千二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり辞退の届出があった。

平成二十年七月二十九日

埼玉県知事 上田清司

| 名称 | 所在地 | 辞退年月日 |
|--------------------------|--------------------------------|-------------------------|
| 医療法人 田中歯科医院 大森敏秀胃腸科クリニック | 熊谷市石原一七六一―一 上尾市柏座二―八―二 柏葉ビル一〇一 | 平成二十年八月二十九日 平成二十年八月二十九日 |

埼玉県告示第千二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十年七月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

| 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|-------------|---------------------------|-------------|
| 熊谷ペインクリニック | 熊谷市筑波一―二七―三サンハイツ大和第一・二階一室 | 平成二十年五月十七日 |
| カトレア薬局 | 川口市本町四―八―一九 | 平成二十年五月三十一日 |
| 間柴医院 | 飯能市緑町三―四 | 平成二十年五月三十一日 |
| 株式会社 一正堂薬局 | 草加市青柳五―一三―一〇 | 平成二十年四月三十日 |
| ふたむら内科クリニック | 鴻巣市天神四―六―三五 | 平成二十年五月一日 |
| 清水こども医院 | 鴻巣市滝馬室九四三―二、四、五、六 | 平成二十年四月三十日 |
| あんず薬局 | 春日部市下大増新田二六四―一 | 平成二十年六月十三日 |
| 春日部店 | | |
| わかば薬局北本店 | 北本市本宿七―七八―一〇 | 平成二十年五月三十一日 |
| ハートフル薬局 | 本庄市寿二―一六―一八 | 平成二十年五月三十一日 |
| 本庄店 | | |
| ハートフル薬局 | 所沢市東狭山ヶ丘五―二七三九―一六 | 平成二十年五月三十一日 |
| 狭山ヶ丘店 | | |
| ハートフル薬局 | 戸田市氷川町二―一六―二 | 平成二十年五月三十一日 |
| 戸田店 | | |
| 創健薬局 | 富士見市東みずほ台三―二四―二二 | 平成二十年五月二十七日 |
| 東みずほ台店 | | |
| 関間調剤薬局 | 坂戸市関間一―一―一 | 平成二十年五月一日 |

二 指定施術者

吉田 歯科 医院

春日部市粕壁三―八―一

平成十九年 三月三十一日

| 氏名 | 住所 | 施設 | | 廃止年月日 |
|-------|----|--------|------------------------|-------------|
| | | 名称 | 所在地 | |
| 正田 隆史 | | グリーンはり | 草加市谷塚町五六五―一―一〇―一―二 | 平成二十年 四月二十日 |
| | | きゆう整骨院 | 東京都足立区竹の塚六一―一―二八汐ビル一〇一 | 平成二十年 七月三日 |
| 小林 大介 | | アクア整骨院 | | |

埼玉県告示第十二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項において

その例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。
平成二十年七月二十九日
埼玉県知事 上田 清司

| 名称 | 所在地 | 開設者名 | サービスの種類 | 指定年月日 |
|------------|----------------------|-----------|-------------------------------------|--------------|
| 北戸田スマイル歯科 | 戸田市新曾二九六一―ミラージュガーデンF | 柳 下 崇 | 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 | 平成二十年 五月 一日 |
| カトレア薬局 | 川口市本町四―八―一九 | 株式会社本木薬局 | 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 | 平成二十年 六月二十六日 |
| 大間野薬局 | 越谷市大間野町四―一六六 | 有限会社クローバー | 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 | 平成二十年 六月二十七日 |
| 龍生堂薬局ふじみ野店 | 富士見市勝瀬三四六二第七マツモビル一〇一 | 株式会社龍生堂本店 | 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 | 平成二十年 六月二十三日 |
| のぞみ児玉薬局 | 本庄市児玉町長沖二六五―三 | 株式会社のぞみ調剤 | 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 | 平成二十年 七月 一日 |
| セイジョー薬局桶川店 | 桶川市若宮一―四 | 株式会社セイジョー | 居宅療養管理指導 通所リハビリテーション 短期入所療養介護 | 平成二十年 六月 十八日 |
| 介護老人保健施設愛 | 狭山市水野五九六 | 医療法人尚寿会 | 介護老人保健施設 | 平成二十年 六月 一日 |

| | | | | | | |
|-------------------------|--------------------------|-------------------|------|-------|----|------|
| ハッピー杉戸中央・ヘルパーステーション | 北葛飾郡杉戸町杉戸三二一―パピルス杉戸ビル二〇一 | 株式会社ジャパンケアサービス東日本 | 訪問介護 | 平成二十年 | 七月 | 二日 |
| ハッピー杉戸・デイサービスセンター | 北葛飾郡杉戸町下野九一四―六 | 株式会社ジャパンケアサービス東日本 | 訪問介護 | 平成二十年 | 七月 | 一日 |
| 株式会社ひまわりケアサポート居宅介護支援事業所 | 上尾市上一二七二―ミレディ会館一F | 株式会社ひまわりケアサポート | 訪問介護 | 平成二十年 | 六月 | 二十日 |
| ハッピー草加住吉・ヘルパーステーション | 草加市住吉一―三―三二 北ビル一F | 株式会社ジャパンケアサービス東日本 | 訪問介護 | 平成二十年 | 七月 | 一日 |
| ハッピー草加住吉・居宅介護支援事業所 | 草加市住吉一―三―三二 北ビル三F | 株式会社ジャパンケアサービス東日本 | 訪問介護 | 平成二十年 | 七月 | 一日 |
| ハッピー草加谷塚・ヘルパーステーション | 草加市谷塚町一三六三―リレント谷塚一―C | 株式会社ジャパンケアサービス東日本 | 訪問介護 | 平成二十年 | 七月 | 一日 |
| あ い り ん ぐ タ イ ム | 戸田市下前一八二〇サンレイアパートメント一F | アイリング・サポート株式会社 | 訪問介護 | 平成二十年 | 六月 | 一日 |
| ハッピー朝霞・ヘルパーステーション | 朝霞市根岸台三―六―二大興ビル 一棟 | 株式会社ジャパンケアサービス東日本 | 訪問介護 | 平成二十年 | 七月 | 一日 |
| ハッピー朝霞・デイサービスセンター | 朝霞市根岸台三―六―二大興ビル 一棟 | 株式会社ジャパンケアサービス東日本 | 訪問介護 | 平成二十年 | 七月 | 一日 |
| ハッピー朝霞・居宅介護支援事業所 | 朝霞市根岸台三―六―二 大興ビル二棟 | 株式会社ジャパンケアサービス東日本 | 訪問介護 | 平成二十年 | 七月 | 一日 |
| ハッピー朝霞北・ヘルパーステーション | 新座市東北二―二四―三七浜田貸店舗一階 | 株式会社ジャパンケアサービス東日本 | 訪問介護 | 平成二十年 | 七月 | 一日 |
| ハッピー新所沢・ヘルパーステーション | 所沢市泉町一八五五―一四パールハイツ二〇二号 | 株式会社ジャパンケアサービス東日本 | 訪問介護 | 平成二十年 | 七月 | 一日 |
| ハッピー新所沢・居宅介護支援事業所 | 所沢市泉町一八五五―一四パールハイツ二〇二号 | 株式会社ジャパンケアサービス東日本 | 訪問介護 | 平成二十年 | 七月 | 一日 |
| デイサービス第二つつじの園 | 狭山市入間川八六五―一 | 社会福祉法人靖和会 | 訪問介護 | 平成二十年 | 六月 | 二十七日 |
| ハッピー入間中央・ヘルパーステーション | 入間市久保稲荷二―二―二三稲荷ビル二―B号 | 株式会社ジャパンケアサービス東日本 | 訪問介護 | 平成二十年 | 七月 | 一日 |
| ハッピー入間中央・居宅介護支援事業所 | 入間市久保稲荷二―二―二三稲荷ビル二―B号 | 株式会社ジャパンケアサービス東日本 | 訪問介護 | 平成二十年 | 七月 | 一日 |
| ハッピー熊谷美土里・居宅介護支援事業所 | 熊谷市美土里町二―一堀口ビルA号 | 株式会社ジャパンケアサービス東日本 | 訪問介護 | 平成二十年 | 七月 | 一日 |
| ハッピー熊谷美土里・ヘルパーステーション | 熊谷市美土里町二―一堀口ビルA号 | 株式会社ジャパンケアサービス東日本 | 訪問介護 | 平成二十年 | 七月 | 一日 |

| | | | | |
|---------------------|----------------------|-------------------|----------------------------------|------------|
| ハッピー熊谷・ヘルパーステーション | 熊谷市星川二丁目四五貸事務所1F(平屋) | 株式会社ジャパンケアサービス東日本 | 訪問介護 | 平成二十年七月一日 |
| 介護サービス やまびこ | 入間郡越生町大満二一三一 | 有限会社 やまびこ | 訪問介護 通所介護 | 平成二十年七月一日 |
| ハートサービス介護用品事業部川島営業所 | 比企郡川島町八幡三一―四 | 有限会社ハートサービス | 介護予防通所介護 福祉用具貸与 | 平成二十年七月一日 |
| ハッピー加須中央・ヘルパーステーション | 加須市下三俣三二七―三 国分貸店舗 | 株式会社ジャパンケアサービス東日本 | 介護予防福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売 | 平成二十年七月一日 |
| ヘルパーステーションももよの丘 | 児玉郡美里町白石二二三―一 | 社会福祉法人希望の里 | 訪問介護 介護予防訪問介護 | 平成二十年六月一日 |
| ケアセンターさくら苑本庄営業所 | 本庄市北堀一七九六 | 有限会社システック | 訪問介護 通所介護 | 平成二十年七月二日 |
| 深谷南地域福祉事業所 だんらん上柴 | 深谷市上柴町西四―二三―八 | 企業組合 労協センター事業団 | 介護予防通所介護 居宅介護支援 | 平成二十年五月一日 |
| デイサービス ひびき | 深谷市長在家三九七六 | 社会福祉法人両宜会 | 通所介護 介護予防通所介護 | 平成二十年七月一日 |
| デイサービスセンターすずらん | 深谷市上野台五〇―一―二 D | 株式会社 大和 | 通所介護 | 平成二十年七月一日 |
| たんぼぼの家 | 秩父市太田二七九―四 | 有限会社たんぼぼ | 通所介護 | 平成二十年七月三日 |
| あつたかい手ヘルパーステーション | 幸手市外国府間六九七 | 株式会社あつたかい手 | 訪問介護 | 平成二十年六月三日 |
| グループホーム鶴ヶ島 | 鶴ヶ島市上広谷六五二―二 | 医療法人高友会 | 介護予防訪問介護 | 平成二十年六月十一日 |
| グループホーム『日高苑』 | 日高市旭ヶ丘梅の台二九九―三 | 株式会社エイチ・エス・ジー | 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 平成二十年六月十九日 |
| 越谷なごみの郷 | 越谷市川柳町三一六〇―一 | 社会福祉法人エンゼル福祉会 | 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 | 平成二十年四月一日 |
| 戸田ケアコミュニティそよ風 | 戸田市氷川町二―一六―二三 | 株式会社メデカジャパン | 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型通所介護 | 平成二十年六月十八日 |

| | | | | |
|---------|--------------|-----------|--|--------------|
| ホーム下新倉 | 和光市下新倉五―一三―一 | 社会福祉法人翠生会 | 介護予防認知症対応型共同生活介護 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 平成二十年 五月 十四日 |
| いなす御隠居亭 | 熊谷市道ヶ谷戸二三〇 | 有限会社いなす | | 平成二十年 七月 二日 |

埼玉県告示第千二十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関(同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による

もの)とされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。から、次のとおり変更の届出があつた。
平成二十年七月二十九日
埼玉県知事 上田清司

| 名 称 | 変更事項 | 変 更 前 | 変 更 後 | サービスの種類 |
|------------------------|------|-----------------------|------------------------|----------------------------|
| 居宅介護支援事業所桑の実南 相談室 | 名 称 | 居宅介護支援事業所「福祉の森」 | 居宅介護支援事業所桑の実南相談室 | 居宅介護支援 訪問介護 |
| ニチイケアセンター草加住吉 | 所在地 | 草加市氷川町二二三―一五フォレスト草加一F | 草加市住吉一―一―三八 | 介護予防訪問介護 訪問介護 |
| ニチイケアセンター草加住吉 | 名 称 | ニチイケアセンター氷川 | ニチイケアセンター草加住吉 | 介護予防訪問介護 訪問介護 |
| 訪問介護事業所桑の実中央ヘルパーステーション | 所在地 | 所沢市山口一八六八―一ハイブリッジ一〇二 | 所沢市喜多町一―九スカイパーク喜多一〇三号 | 介護予防訪問介護 訪問介護 |
| 訪問介護事業所桑の実中央ヘルパーステーション | 名 称 | 福祉の森ヘルパーステーション | 訪問介護事業所桑の実中央ヘルパーステーション | 介護予防訪問介護 訪問介護 |
| ケアセンターさくら苑 熊谷営業所 | 所在地 | 熊谷市桜町一―一―一五栄明ビル二〇二 | 熊谷市曙町三―六七―一 | 居宅介護支援 訪問介護 介護予防訪問介護 |
| アサヒサンククリーン株式会社三郷営業所 | 所在地 | 三郷市三郷一―五―一六エルドラドONE一階 | 三郷市三郷三―一三―一山我ビル一〇二 | 訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護 |

| | | | |
|-------------|----------------------------|---------------|----------------------------|
| ケアセンター もみの木 | 所在地 春日部市豊町五―一七―一四ドミール山本一〇一 | 春日部市上大増新田三二―七 | 訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 |
|-------------|----------------------------|---------------|----------------------------|

埼玉県告示第千二十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第二項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定による指定介護機関(同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による

ものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり休止の届出があった。
平成二十年七月二十九日
埼玉県知事 上田 清司

| | | | |
|---------------|------------|---------------|-------------|
| 名 称 | 所 在 地 | サ ー ビ ス の 種 類 | 休 止 年 月 日 |
| 社会福祉法人養生会 悠久苑 | 三郷市新和二―三七五 | 訪問介護 | 平成十四年十一月 一日 |

埼玉県告示第千二十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第二項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定による指定介護機関(同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による

ものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり廃止の届出があった。
平成二十年七月二十九日
埼玉県知事 上田 清司

| | | | |
|------------------|-----------------------|---------------|--------------|
| 名 称 | 所 在 地 | サ ー ビ ス の 種 類 | 廃 止 年 月 日 |
| 介護支援しらかば(白樺) | 所沢市山口五五七―二 | 居宅介護支援 | 平成二十年 五月三十一日 |
| しらかばヘルパーステーション | 所沢市山口五五七―二 | 訪問介護 | 平成二十年 六月 三十日 |
| しらかばヘルパーステーション北野 | 所沢市北野一九九―二一 | 介護予防訪問介護 | 平成十八年 三月三十一日 |
| 訪問介護サービス ひだまり蔵の里 | 蔵市中央七―二四―七蔵中央マンション一〇二 | 訪問介護 | 平成二十年 五月三十一日 |

| | | | |
|----------------------|--------------------------|----------------------------|--------------|
| デイサービスひだまり領家 彩 | 川口市領家一―二四一― | 居宅介護支援 介護予防訪問介護 通所介護 | 平成二十年 五月三十一日 |
| しらかばヘルパーステーション久米 | 所沢市久米二二七〇―五 | 介護予防通所介護 訪問介護 | 平成二十年 三月三十一日 |
| シヨートステイ 小手指やすらぎ | 所沢市北野一―二一六〇 | 介護予防訪問介護 短期入所生活介護 | 平成二十年 六月 三十日 |
| シヨートステイ 入間やすらぎ | 入間市小谷田二―二一―八 | 介護予防短期入所生活介護 短期入所生活介護 | 平成二十年 六月 三十日 |
| シヨートステイ 所沢東やすらぎ | 所沢市牛沼七七三―二 | 介護予防短期入所生活介護 短期入所生活介護 | 平成二十年 六月 十五日 |
| 訪問介護 しらかば | 所沢市久米二二七〇―五 | 訪問介護 介護予防訪問介護 | 平成二十年 五月三十一日 |
| シヨートステイサンヴァリユーやすらぎ | 所沢市南永井二―七 | 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 | 平成二十年 六月 十五日 |
| ハッピー武里団地・訪問看護ステーション | 春日部市大枝八九武里団地第二街区九号棟一〇五号室 | 訪問看護 介護予防訪問介護 | 平成二十年 六月 三十日 |
| ハッピー草加住吉・訪問看護ステーション | 草加市住吉一―一―三八 | 訪問看護 介護予防訪問看護 | 平成二十年 六月 三十日 |
| ハッピー武里団地・ヘルパーステーション | 春日部市大枝八九武里団地第二街区九号棟一〇五号 | 訪問介護 介護予防訪問看護 | 平成二十年 六月 三十日 |
| ハッピー春日部中央・訪問入浴ステーション | 春日部市中央五―一―二一ライフビル三F | 訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護 | 平成二十年 六月 三十日 |
| ハッピー春日部中央・居宅介護支援事業所 | 春日部市中央五―一―二一ライフビル三F | 居宅介護支援 居宅介護支援 | 平成二十年 六月 三十日 |
| ハッピー武里団地・居宅介護支援事業所 | 春日部市大枝八九武里団地第二街区九号棟一〇五号室 | 居宅介護支援 訪問介護 | 平成二十年 六月 三十日 |
| ハッピー春日部中央・ヘルパーステーション | 春日部市中央五―一―二一ライフビル三F | 訪問介護 介護予防訪問介護 | 平成二十年 六月 三十日 |
| ハッピー越谷南・ヘルパーステーション | 越谷市蒲生茜町一九―一井上ビル一〇五号 | 訪問介護 介護予防訪問介護 | 平成二十年 六月 三十日 |

| | | | | | |
|---------------------|----------------------------|--------------------|-------|----|-----|
| ハッピー越谷・ヘルパーステーション | 越谷市北越谷四―一三―八ルミエール北越谷一F | 訪問介護 | 平成二十年 | 六月 | 三十日 |
| ハッピー越谷・デイサービスセンター | 越谷市北越谷四―二三―八ルミエール北越谷一F | 介護予防訪問介護 通所介護 | 平成二十年 | 六月 | 三十日 |
| ハッピー久喜・ヘルパーステーション | 久喜市中央二―二一―六Y A O R Iビル二F | 訪問介護 | 平成二十年 | 六月 | 三十日 |
| ハッピー八潮・ヘルパーステーション | 八潮市中央三―二〇―六シャトーレ・ヒノモト一〇一号 | 介護予防訪問介護 | 平成二十年 | 六月 | 三十日 |
| ハッピー杉戸中央・ヘルパーステーション | 北葛飾郡杉戸町杉戸三―一―一パピルス杉戸ビル二〇一号 | 訪問介護 | 平成二十年 | 六月 | 三十日 |
| ハッピー杉戸・デイサービスセンター | 北葛飾郡杉戸町下野九一四―六丸林貸店舗一F | 介護予防訪問介護 通所介護 | 平成二十年 | 六月 | 三十日 |
| ハッピー草加住吉・ヘルパーステーション | 草加市住吉一―一三―三北ビル三F | 訪問介護 | 平成二十年 | 六月 | 三十日 |
| ハッピー草加谷塚・ヘルパーステーション | 草加市吉町二―二―二野路ビル一F | 介護予防訪問介護 | 平成二十年 | 六月 | 三十日 |
| ハッピー草加住吉・居宅介護支援事業所 | 草加市住吉一―一―一三八 | 居宅介護支援 | 平成二十年 | 六月 | 三十日 |
| ハッピー朝霞・居宅介護支援事業所 | 朝霞市根岸台三―六―二大興ビル一棟 | 居宅介護支援 | 平成二十年 | 六月 | 三十日 |
| ハッピー朝霞・ヘルパーステーション | 朝霞市根岸台三―六―二大興ビル一棟 | 訪問介護 | 平成二十年 | 六月 | 三十日 |
| ハッピー朝霞・デイサービスセンター | 朝霞市根岸台三―六―二大興ビル一棟 | 介護予防訪問介護 通所介護 | 平成二十年 | 六月 | 三十日 |
| ハッピー新所沢・居宅介護支援事業所 | 所沢市泉町一八五五―一四 パールハイツ一〇二号 | 介護予防訪問介護 居宅介護支援 | 平成二十年 | 六月 | 三十日 |
| ハッピー新所沢・ヘルパーステーション | 所沢市泉町一八五五―一四 パールハイツ一〇二号 | 訪問介護 | 平成二十年 | 六月 | 三十日 |
| ハッピー入間中央・居宅介護支援事業所 | 入間市久保稲荷二―二―二二稲荷ビル二―B号 | 介護予防訪問介護 居宅介護支援 | 平成二十年 | 六月 | 三十日 |
| ハッピー入間中央・ヘルパーステーション | 入間市久保稲荷二―二―二二稲荷ビル二―B号 | 訪問介護 | 平成二十年 | 六月 | 三十日 |
| ハッピー熊谷・ヘルパーステーション | 熊谷市星川二―四五 貸事務所一F(平屋) | 訪問介護 介護予防訪問介護 | 平成二十年 | 六月 | 三十日 |

ハッピー熊谷美土里・ヘルパーステーション
 ハッピー熊谷美土里・居宅介護支援事業所
 ハッピー加須中央・ヘルパーステーション
 ハッピー朝霞北・ヘルパーステーション

熊谷市美土里町二一堀口ビルA号
 熊谷市美土里町二一堀口ビルA号
 加須市向川岸町二一四 小川貸店舗一・二F
 新座市東北二一四一三七浜田貸店舗一階

訪問介護
 介護予防訪問介護
 居宅介護支援
 訪問介護
 介護予防訪問介護
 訪問介護
 介護予防訪問介護

平成二十年 六月 三十日
 平成二十年 六月 三十日
 平成二十年 六月 三十日
 平成二十年 六月 三十日

埼玉県告示第千二十六号

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第五十八条の二第一項の規定により、次の区域を河川立体区域として指定する。

その関係図面は、埼玉県県土整備部河川砂防課及び埼玉県さいたま県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年七月二十九日

埼玉県知事 上田 清司

一 区域の存する河川

荒川水系芝川

二 区域の表示

イ 区域の長さど幅

さいたま市緑区大字大間木字附島
 千七百二十七番二地先と川口市柳崎
 一丁目三十二番二地先の間の芝川
 (芝川導水路)の中心線から左右岸
 ○・五九五メートルから○・九二五メートルまでの間で管路が存する区域及び当該管路の関連施設の存する区域

ロ 区域の高さ

さいたま市緑区大字大間木字附島
 千七百二十七番二地先の標高二・四メートルと川口市柳崎一丁目三十二番二地先の標高○・六四メートルを芝川(芝川導水路)に沿って結んだ線から○・五九五メートルから一・七メートルの深さまでの間で管路の存する区域及び当該管路の関連施設の存する深さまでの区域

埼玉県告示第千二十七号

鳩山町から毛呂山・越生都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年七月二十九日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第千二十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年七月二十九日

埼玉県知事 上田 清司

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量
警察ネットワーク用グループウェアサーバの貸借 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
平成20年10月1日(水)から平成24年9月30日(日)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。
- (4) 納入場所
埼玉県警察本部総務部財務局会計課が指定する場所
- (5) 入札方法
本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価

を入力又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分が「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(5) 仕様書に基づき納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による)。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度担当 渡邊 電話048-832-0110 内線2244 フラクジ
ミリ048-824-4607

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡をすること)。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合
競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年9月11日(木)午前10時30分まで

4 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年9月10日(水)午後5時まで(必着)

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成20年9月11日(木)午前10時40分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を下記に示す方法で平成20年9月8日(月)までに提出し、競争入札参加資格(2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

同システムから確認申請する。

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

3(1)の提出先まで郵送又は持参すること。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入した上、平成20年8月20日(水)までに必要な書類を添付して、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話048-830-5775(直通) 千330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of groupware server for police network

(2) Time-limit for tender: By the electronic tender system; 10:30 a.m., September 11, 2008 By mail; 5:00 p.m., September 10, 2008 In person; 5:00 p.m., September 10, 2008

(3) Contact point for the notice: Property Management Section, Finance Division, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, Takasago 3-15-1, Urawa-Ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 ExL2244

埼玉県告示第二十九号

本告示に基づいて、埼玉県警察本部の指定の建物に設置する監視カメラの設置に際して、次のとおりで、本告示を定めることとする。

平成二十年七月二十九日

埼玉県警察 田 豊 臣

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

振り込み詐欺データ管理サーバの賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成20年10月1日(水)から平成24年9月30日(日)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総額を入力又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分が「物

品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づき指名停止期間中でない者であること。

(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づき指名除外措置を受けていない者であること。

(5) 仕様書に基づき納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による)。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度担当 渡邊 電話048-832-0110 内線2244 ファクシ
ミリ048-824-4607

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡をすること)。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年9月11日(木)午前10時40分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年9月10日(水)午後5時まで(必着)

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成20年9月11日(木)午前10時50分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗

じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を下記に示す方法で平成20年9月8日(月)までに提出し、競争入札参加資格(2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

同システムから確認申請する。

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

3(1)の提出先まで郵送又は持参すること。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定

の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入した上、平成20年8月20日(水)までに必要な書類を添付して、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話048-830-5775(直通) 庁330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)へ提出すること。

(9) 支払条件
発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of Administration Server of Transfer Scan Data

(2) Time-limit for tender: By the electronic tender system; 10:40 a.m., September 11, 2008 By mail; 5:00 p.m., September 10, 2008 In person; 5:00 p.m., September 10, 2008

(3) Contact point for the notice: Property Management Section, Finance Division, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, Takasago 3-15-1, Urawa-Ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2244

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第三十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年七月二十九日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

埼玉県川越県税事務所長告示第四号

地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)第七百条の六の四第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十年七月二十九日

埼玉県川越県税事務所長

田中昭夫

| | |
|-----------------|----------------|
| 氏名又は名称 | 中沢商事有限公司 |
| 代表者の氏名 | 鈴木 宗孝 |
| 主たる事務所又は事業所の所在地 | 埼玉県新座市片山一十六―十二 |
| 指定取消年月日 | 平成二十年六月二十四日 |

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年七月二十九日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井清司

一 許可番号

平成二十年六月十七日

第二〇〇〇二七〇号

二 検査済証番号

平成二十年七月二十二日

第二〇〇〇二九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字高見字六所一四六一―五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡小川町大字高見一四六

越阪部 敦也

平成二十年七月二十九日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

一 道路の種類 県道

二 路線名 秩父児玉線

三 道路の区域

| 旧新別 | 旧A | 新A | 新B | 新C |
|-----------------|---|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------|
| 区 間 | 秩父市蒔田字諏訪五八番一地先から同市小柱字八坂二五九番一地先まで | 秩父市蒔田字諏訪五八番一地先から同市小柱字釜の上四六八番一地先まで | 秩父市小柱字釜の上四六〇番地先から同市小柱字東平三七五番一地先まで | |
| 敷地の幅員 (メートル) | 五・〇〇～一四・二〇 | 五・八〇～二〇・二〇 | 一三・八〇 ～二四・八〇 | 一一・五〇 ～三一・五〇 |
| 延 (メートル) 長 | 九六九・〇〇 | | 一二二・四〇 | 七二二・六〇 |
| 備 考 | 現道の一部は、秩父市に引き継ぐ予定。新Bは、橋梁の架換えのための一時的な代替路。新Cは、一部新設し、残区間は秩父市道が重複となり拡幅する。 | | | |

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第七十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の

区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年七月二十九日から三十日間埼玉県土整備部道路環
境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年七月二十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井 順一

一 道路の種類 県道

二 路線名 春日部久喜線

三 道路の区域

| 旧新別 | 旧A | 新A | 新B |
|-----------------|----------------------------------|-----------------------------------|-----------------|
| 区 間 | 南埼玉郡宮代町字中島六六番地先から同郡同町字山崎五七九番地先まで | 南埼玉郡宮代町字中島六〇番一地先から同郡同町字道佛三九六番地先まで | |
| 敷地の幅員 (メートル) | 五・六四～ 一六・七〇 | 六・〇五～ 三五・八六 | 一〇・〇〇～ 三五・八九 |
| 延 (メートル) 長 | 一、六一三・六五 | | 七二七・〇三 |
| 備 考 | 旧道の一部は、宮代町に引き継ぐ予定。 | | |

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第八十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のよ
うに道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年七月二十九日から三十日間埼玉県土整備部道路環

境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年七月二十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井 順一

| | | | |
|--------|----------------------------------|---------------------|--|
| 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の期日 | 備 考 |
| 春日部久喜線 | 南埼玉郡宮代町字中島六〇番一地先から同郡同町字道佛五五番地先まで | 平成二十年七月二十九日 午前十時 | 平成二十年七月二十九日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第七十九号の道路予定区域の一部供用開始である。 延長三五・九二メートル |

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第八十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年七月二十九日から三十日間埼玉県土整備部道路環
境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年七月二十九日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 蓮田杉戸線
- 三 道路の区域

埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井 順 一

| 旧新別 | 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 (メートル) 長 | 備 考 |
|-----|--------------------------------------|-----------------|---------------|--------------------|
| 旧 A | 南埼玉郡宮代町字山崎五八五番地先から同郡同町百間五丁目三八九番二地先まで | 五・六四 十五・七八 | 八八四・〇〇 | 旧道の一部は、宮代町に引き継ぐ予定。 |
| 新 A | 南埼玉郡宮代町字道佛二六番地先から同郡同町字中島一番一 地先まで | 六・〇五 二九・六五 | 一、二三七・五五 | |
| 新 B | | 六・八〇 三五・八九 | | |

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第八十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年七月二十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順 一

一 許可番号

平成二十年七月十四日

指令杉整第二〇〇〇五七〇号

二 検査済証番号

平成二十年七月二十二日

杉整第五八三一―号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字椿七六七―一、
―四八、―五八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

茨城県高萩市安良川二九八―一一

ソレアド O 一〇一

半井 克明

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第八十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年七月二十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順 一

一 許可番号

平成二十年六月二十日

指令杉整第二〇〇〇二四〇号

二 検査済証番号

平成二十年七月二十三日

杉整第五八四―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡栗橋町大字佐間字前二七九

―七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡白岡町大字小久喜二一六五

―六

(株) ビッグライフ

(代) 高橋 了吉

都市計画法(昭和四十三年法律第九

号)第三十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したの

で、公告する。

平成二十年七月二十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順 一

一 許可番号

平成二十年六月二十日

指令杉整第二〇〇〇二二〇号

二 検査済証番号

平成二十年七月二十三日

杉整第五八五―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡栗橋町大字佐間字前二七九

―三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡栗橋町大字松永四二六―三

坂本 信之

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第八十

五号

都市計画法(昭和四十三年法律第九

号)第三十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したの

で、公告する。

平成二十年七月二十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順 一

一 許可番号

平成二十年一月二十一日

指令杉整第一九〇二〇九〇号

二 検査済証番号

平成二十年七月二十三日

杉整第五八六―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷺宮町大字東大輪字南前二

六七―三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北埼玉郡騎西町大字上高柳七

五八―二

有限会社 東晶ラント

代表取締役 増淵 潔

平井 順 一

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第八十

四号

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第八十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年七月二十九日から三十日間埼玉県土整備部道路環

境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年七月二十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井 順 一

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 | 備考 |
|-------|-----------------------------------|---------------------|--|
| 蓮田杉戸線 | 南埼玉郡宮代町字道佛五七三番地先から同郡同町字中島三九番一地先まで | 平成二十年七月二十九日 午前十時 | 平成二十年七月二十九日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第八十一号の道路予定区域の一部供用開始である。 延長三五・九二メートル |

埼玉県 告示第一号 埼玉県教委

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和三十三年埼玉県条例第五十号)第二条の二第一項に規定する長期療養者の休

業補償及び同条第二項に規定する年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額として、県立の大学の学校医等については知事、その他の学校の学校医等については埼玉県教育委員会が定める額は、次の表の上欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額とし、平成二十年八月一日から施行する。

平成十九年 埼玉県 告示第一号(長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示)は、平成二十年七月三十一日限り、廃止する。

この告示の最低限度額及び最高限度額に関する規定は、平成二十年四月一日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償及び年金たる補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で同日以後の期間について支給すべきものについて適用する。

平成二十年四月一日からこの告示の施行の日の前日までの間における最低限度額及び最高限度額の適用については、告示中「七、〇〇六円」とあるのは「七、〇六二元」と、「二〇、〇七二元」とあるのは「二〇、〇八四円」と、「二三、八九二元」とあるのは「二三、九二八円」と、「二二、一一〇円」とあるのは「二二、一六四円」と、「四、〇九〇円」とあるのは「四、一〇〇円」と、「一四、三五三元」とあるのは「一四、六〇八円」とする。

平成二十年七月二十九日

埼玉県 知事 上田清司
埼玉県教育委員会委員長 高橋史朗

| 年齢階層 | 最低限度額 | 最高限度額 |
|-------------|--------|---------|
| 二十五歳未満 | 四、九六七円 | 一三、五一一元 |
| 二十五歳以上三十歳未満 | 五、八二七円 | 一三、七二二円 |
| 三十歳以上三十五歳未満 | 六、五〇〇円 | 一六、三九二円 |
| 三十五歳以上四十歳未満 | 七、〇〇六円 | 二〇、〇七二元 |
| 四十歳以上四十五歳未満 | 七、二七三元 | 二二、六四六円 |
| 四十五歳以上五十歳未満 | 七、〇三五円 | 二四、一五七円 |
| 五十歳以上五十五歳未満 | 六、五六九円 | 二四、三八〇円 |
| 五十五歳以上六十歳未満 | 五、九一二円 | 二三、八九二円 |
| 六十歳以上六十五歳未満 | 四、五五〇円 | 二二、一一〇円 |
| 六十五歳以上七十歳未満 | 四、〇九〇円 | 一四、三五三元 |
| 七十歳以上 | 四、〇九〇円 | 一三、五一一元 |

埼玉県選管告示第八十四号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)において例による場合を含む。)の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十年七月二十九日

埼玉県選管委員会委員長 加藤 憲

| 種類 | 施設の開設主体及び名称 | 所在地 |
|-------|----------------------------------|----------------|
| 老人ホーム | 株式会社ヘルスネットワーク 介護付有料老人ホーム家族倶楽部 | 狭山市東三ツ木二二三番地の一 |

埼玉県選管告示第八十五号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十年七月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

- 一 日時 平成二十年七月三十日 午前十時
- 二 場所 埼玉県選挙管理委員会室
- 三 議題
 - イ 坂戸市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて
 - ロ その他

埼玉県選管告示第八十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、
次の政治団体から設立の届出があった。
(平成20年6月1日~6月30日受理分。記載順序は五十音順。)

平成二十年七月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(一) 政党の支部

| 政治団体 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|----------------|--------|----------|--------------|-----------|
| 自由民主党埼玉県保育推進支部 | 大鹿良夫 | 水村吉伸 | 北葛飾郡栗橋町佐間一四五 | 平成二十年六月九日 |

(二) その他の政治団体

| 政治団体 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|----------------|--------|----------|-----------------|-------------|
| 金子勝後援会 | 金子勝 | 金子栄 | 富士見市上沢一七三〇 | 平成二十年六月十六日 |
| 草の根 | 金子勝 | 八子朋弘 | 富士見市上沢一七三〇 | 平成二十年六月十七日 |
| クリーン白岡・町民の会 | 武井金次郎 | 木村好和 | 南埼玉郡白岡町小久喜一六五三 | 平成二十年六月二十四日 |
| 小久保博史後援会 | 関口守弘 | 小久保恭子 | 春日部市備後東八五四一五 | 平成二十年六月二十四日 |
| 小島すぐる町民連合 | 渡辺一郎 | 野原王直 | 南埼玉郡白岡町高岩一二九八 | 平成二十年六月三十日 |
| 埼玉県介護老人保健施設連盟 | 小川郁男 | 吉田昇 | 鶴ヶ島市脚折一八七七 | 平成二十年六月十日 |
| 市政の見える化を実現する会 | 稲川晴彦 | 渡部直美 | さいたま市中央区下落合一七二一 | 平成二十年六月十八日 |
| 平松だいきサポーターズクラブ | 浪川功次 | 塩野義浩 | 新座市東北二二三 | 平成二十年六月二十六日 |
| 本橋千賀子となかまたち | 本橋千賀子 | 両角秀子 | 富士見市関沢二二四 | 平成二十年六月二十三日 |
| 若林全後援会 | 栗島信一 | 若林由規 | 秩父郡東秩父村御堂四一九二 | 平成二十年六月二十四日 |

埼玉県選管告示第八十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、
次の政治団体から異動の届出があった。
(平成20年6月1日~6月30日受理分。記載順序は五十音順。)

平成二十年七月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(一) 政党の支部

| 政治団体 | 名称 | 異動事項 | 新 | 旧 | 届出年月日 |
|--------------|------------|-------------|-------------|------|-----------|
| 自由民主党埼玉県医師支部 | 会計責任者 | 金沢和俊 | 山口現朗 | 山口慶子 | 平成二十年六月五日 |
| 自由民主党埼玉県医師支部 | 主たる事務所の所在地 | ふじみ野市北野一八一一 | 和光市中央二一六一二九 | 同 | 平成二十年六月九日 |
| 自由民主党埼玉県医師支部 | 代表者 | 岸川彌生 | 山口慶子 | 山口慶子 | 平成二十年六月五日 |
| 自由民主党埼玉県医師支部 | 代表者 | 山口慶子 | 山口慶子 | 山口慶子 | 平成二十年六月五日 |

埼玉県選管告示第八十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、別記一の政治団体及び同条第二項の適用団体である別記二の政治団体から解散した旨の届出があった。

なお、同法第十二条第一項及び第十七条第一項の規定による収支報告書の提出が別記一(平成20年6月1日)〜6月30日受理分。記載順序は五十音順。

(一) 政党の支部

政治団体 名称
民主党 埼玉県第13区総支部
(備考 民主党本部による届出である。)

(二) その他の政治団体

政治団体 名称
住みよよい町をつくる会

別記二(平成20年6月1日)〜6月30日受理分。記載順序は五十音順。

(一) 政党の支部

政治団体 名称
自由民主党 両神支部

(二) その他の政治団体

政治団体 名称
春日部S.R.G
春日部市議会 彩政会
金子勝 後援会
小久保 博史 後援会

別記三 政治団体の名称 住みよよい町をつくる会

報告年月日 平成20年2月5日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 150,000円
ア 前年繰越額 150,000円
イ 本年収入額 0円

あったので、同法第二十条第一項の規定により、別記三のとおりその要旨を公表する。

平成二十年七月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

解散年月日

届出年月日

平成二十年 五月二十七日

平成二十年 六月 五日

解散年月日

届出年月日

平成二十年 六月 三十日

平成二十年 六月 三十日

解散年月日

届出年月日

平成二十年 六月 三日

平成二十年 六月 三日

解散年月日

届出年月日

平成二十年 六月二十四日

平成二十年 六月二十四日

平成二十年 六月二十四日

平成二十年 六月二十四日

平成二十年 六月 十六日

平成二十年 六月 十六日

平成二十年 六月二十四日

平成二十年 六月二十四日

平成二十年 六月二十四日

平成二十年 六月二十四日

2 収入・支出の内訳

(1) 支出の内訳

ア 政治活動費

イ 機関紙誌の発行その他の事業費

ロ 機関紙誌の発行事業費

合計 報告年月日 平成20年6月30日

150,000円
150,000円
150,000円

| 平成20年分) | | 平成20年6月3日 | | 平成20年6月24日 | |
|-------------------------|-----------|-------------------------|------------|-------------------------|----------|
| (平成18年分) | | (平成20年分) | | (平成15年分) | |
| 政治団体の名称 | 報告年月日 | 政治団体の名称 | 報告年月日 | 政治団体の名称 | 報告年月日 |
| 自由民主党両神支部 | 平成20年4月1日 | 春日部S.R.G | 平成20年6月24日 | | |
| 1 収入・支出の総額 | | | | | |
| (1) 収入総額 | 0円 | 1 収入・支出の総額 | 2,542円 | 1 収入・支出の総額 | 0円 |
| ア 前年繰越額 | 0円 | (1) 収入総額 | 121,971円 | (1) 収入総額 | 0円 |
| イ 本年収入額 | 0円 | ア 前年繰越額 | 121,874円 | イ 本年収入額 | 0円 |
| (2) 支出総額 | 0円 | イ 本年収入額 | 97円 | (2) 支出総額 | 0円 |
| 2 収入・支出の内訳 | | | | | |
| (1) 収入の内訳 | | (1) 収入の内訳 | | (1) 収入の内訳 | |
| ア その他の収入 | 7円 | ア その他の収入 | 10万円未満の収入 | ア その他の収入 | 142円 |
| 合計 | 7円 | 合計 | 10万円未満の収入 | 合計 | 7円 |
| 1 収入・支出の総額 | | | | | |
| (1) 収入総額 | 119,332円 | (1) 収入総額 | 119,332円 | (1) 収入総額 | 121,874円 |
| ア 前年繰越額 | 119,325円 | ア 前年繰越額 | 2,542円 | ア 前年繰越額 | 0円 |
| イ 本年収入額 | 7円 | イ 本年収入額 | 0円 | イ 本年収入額 | 0円 |
| (2) 支出総額 | 0円 | (2) 支出総額 | 0円 | (2) 支出総額 | 0円 |
| 2 収入・支出の内訳 | | | | | |
| (1) 収入の内訳 | | (1) 収入の内訳 | | (1) 収入の内訳 | |
| ア その他の収入 | 7円 | ア その他の収入 | 10万円未満の収入 | ア その他の収入 | 142円 |
| 合計 | 7円 | 合計 | 10万円未満の収入 | 合計 | 7円 |
| 1 収入・支出の総額 | | | | | |
| (1) 収入総額 | 121,874円 | (1) 収入総額 | 2,400円 | (1) 収入総額 | 2,400円 |
| ア 前年繰越額 | 119,332円 | ア 前年繰越額 | 2,400円 | ア 前年繰越額 | 2,400円 |
| イ 本年収入額 | 2,542円 | イ 本年収入額 | 0円 | イ 本年収入額 | 0円 |
| (2) 支出総額 | 0円 | (2) 支出総額 | 0円 | (2) 支出総額 | 0円 |
| 2 収入・支出の内訳 | | | | | |
| (1) 収入の内訳 | | (1) 収入の内訳 | | (1) 収入の内訳 | |
| ア 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 | 2,400円 | ア 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 | 2,400円 | ア 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 | 2,400円 |
| イ その他の収入 | 142円 | イ その他の収入 | 142円 | イ その他の収入 | 142円 |

イ 本年収入額

0円

ア 前年繰越額

0円

(2) 支出総額

0円

イ 本年収入額

0円

1 収入・支出の総額

(平成18年分)

0円

(1) 収入総額

0円

1 収入・支出の総額

0円

ア 前年繰越額

0円

(1) 収入総額

0円

イ 本年収入額

0円

ア 前年繰越額

0円

(2) 支出総額

0円

イ 本年収入額

0円

(平成19年分)

0円

1 収入・支出の総額

0円

(2) 支出総額

0円

(1) 収入総額

0円

政治団体の名称 金子勝後援会

金子 勝

ア 前年繰越額

0円

資金管理団体の届出をした者の氏名

富士見市議会議員

イ 本年収入額

0円

資金管理団体の届出に係る公職の種類

富士見市議会議員

(2) 支出総額

0円

報告年月日 平成20年6月16日

(平成20年分)

(平成17年分)

1 収入・支出の総額

0円

1 収入・支出の総額

0円

(1) 収入総額

0円

(1) 収入総額

0円

ア 前年繰越額

0円

ア 前年繰越額

0円

イ 本年収入額

0円

イ 本年収入額

0円

(2) 支出総額

0円

(2) 支出総額

0円

(平成18年分)

政治団体の名称 春日部市議会彩政会

報告年月日 平成20年6月24日

(平成18年分)

1 収入・支出の総額

0円

1 収入・支出の総額

0円

(1) 収入総額

0円

(1) 収入総額

0円

ア 前年繰越額

0円

ア 前年繰越額

0円

イ 本年収入額

0円

イ 本年収入額

0円

(2) 支出総額

0円

(2) 支出総額

0円

(平成19年分)

0円

1 収入・支出の総額

0円

1 収入・支出の総額

0円

(1) 収入総額

0円

ア 前年繰越額

0円

イ 本年収入額

0円

イ 本年収入額

0円

(2) 支出総額

0円

(2) 支出総額

0円

| | | | |
|------------------|----|------------------|----|
| (平成20年分) | | (平成19年分) | |
| 1 収入・支出の総額 | 0円 | 1 収入・支出の総額 | 0円 |
| (1) 収入総額 | 0円 | (1) 収入総額 | 0円 |
| ア 前年繰越額 | 0円 | ア 前年繰越額 | 0円 |
| イ 本年収入額 | 0円 | イ 本年収入額 | 0円 |
| (2) 支出総額 | 0円 | (2) 支出総額 | 0円 |
| 政治団体の名称 小久保博史後援会 | | 政治団体の名称 小久保博史後援会 | |
| 報告年月日 平成20年6月24日 | | 報告年月日 平成20年6月24日 | |
| (平成18年分) | | | |
| 1 収入・支出の総額 | 0円 | 1 収入・支出の総額 | 0円 |
| (1) 収入総額 | 0円 | (1) 収入総額 | 0円 |
| ア 前年繰越額 | 0円 | ア 前年繰越額 | 0円 |
| イ 本年収入額 | 0円 | イ 本年収入額 | 0円 |
| (2) 支出総額 | 0円 | (2) 支出総額 | 0円 |

埼玉県選管告示第八十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の指定の届出があった。

(平成20年6月1日～6月30日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

| 届出者の氏名(代表者の氏名) | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|----------------|----------|-------------|------------------|-------------|
| 金子 勝 | 富士見市長 | 金子勝後援会 | 富士見市上沢一―一七―三〇 | 平成二十年六月十六日 |
| 金子 勝 | 富士見市長 | 草の根・富士見市民の会 | 富士見市上沢一―一七―三〇 | 平成二十年六月二十三日 |
| 本橋 千賀子 | 富士見市議会議員 | 本橋千賀子となかまたち | 富士見市関沢二―二四―四八―二八 | 平成二十年六月二十三日 |

埼玉県選管告示第九十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

(平成20年6月1日～6月30日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

平成二十年七月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

平成二十年七月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

届出者の氏名(代表者の氏名) 公職の種類 資金管理団体の名称 異動事項 新 旧 届出年月日
 日下部 伸 三 さいたま市長 さいたま基本問題研究会 公職の種類 さいたま市長 さいたま市長 さいたま市議会議員 平成二十年六月四日
 さいたま基本問題研究会 伸政会 同 右

埼玉県選管告示第九十一号

平成二十年七月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、

次の公職の候補者から資金管理団体の指定の取消しの届出があつた。
(平成20年6月1日～6月30日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

| 届出者の氏名(代表者の氏名) | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 指定取消年月日 | 届出年月日 |
|----------------|----------|-----------|-------------|-------------|
| 金子 勝 | 富士見市議会議員 | 金子勝後援会 | 平成二十年六月十六日 | 平成二十年六月十六日 |
| 金子 勝 | 富士見市長 | 金子勝後援会 | 平成二十年六月二十三日 | 平成二十年六月二十三日 |
| 工藤 正 司 | 行田市市長 | 工藤正司後援会 | 平成二十年三月十一日 | 平成二十年六月十八日 |

正 誤

埼玉県条例第六十五号(平成十一年十一月二十四日第千百十九号)中訂正
ページ 段 行 誤
三一 下 後ろから六 吸水
給水

| | |
|--------|--|
| 発行日 | 毎週 火曜日・金曜日 |
| 購読料金 | 一年四万三千四百円 (郵便料金を含む) |
| 発行者 | 埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇号 〇四八―八二四―二二二一(代表) |
| 印刷所 | 関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六―二二九〇(代表) |
| ウェブサイト | http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm |